

# 学 割 証 発 行 願

下記により旅行したいので、学割証の発行をお願いいたします。

令和 年 月 日

日進市立日進東中学校長 殿

保護者氏名 \_\_\_\_\_

乗車（船）区間	駅から	駅まで	經由		
乗車券の種類	片道	往復	連続	周遊	(○をつける)
学 年 ・ 組	第	学年	組		
身分証明書番号	第	号			
使用者氏名年齢	(	才)			
必 要 枚 数	枚				
旅 行 期 間	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日		
旅 行 理 由					

- (注) ・ J R 各社の片道の営業キロで100 kmを超える区間を乗車する際に、学割を利用することにより運賃が割引となります。  
・ 往復する場合は、往復乗車券を購入すると、学割証は1枚で済みます。  
・ 詳しくは、各社の窓口へご確認ください。

担任承認印

発行年月日	令和 年 月 日
発行番号	号

## 学校学生生徒旅客運賃割引証の取扱について

学生・生徒に対する旅客運賃割引の制度は、修学に伴う父兄の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与する目的をもつて、日本国有鉄道の負担において実施されているものであります。

### 【使用目的の範囲について】

学校学生生徒旅客運賃割引証(以下「学割証」という。)は、学生・生徒個人の自由な権利として使用することを前提としたものではなく、修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されている制度であるから、その発行は、原則としてつぎの目的をもつて旅行をする必要があると認められる場合に限ること。

- (1) 休暇、所用による帰省
- (2) 実験実習などの正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動または体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

～文部科学省 文部事務次官通達より引用～